

平成28年9月吉日

大阪市立新北島中学校  
学校協議会 会長 福永 政治

## 学校協議会開催のお知らせ

大阪市立新北島中学校 学校協議会の会議を、次のとおり開催します。

### 1 開催日時

平成28年10月20日（木） 午後 7時00分から午後8時00分まで

### 2 開催場所

大阪市立新北島中学校 2階 談話室

### 3 案件

- ① 平成28年度「運営に関する計画・自己評価」中間評価
- ② 本校の取り組みについて
- ③その他

### 4 傍聴者の定員

10名

### 5 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場することができます。

なお、傍聴の申込手続は先着順で行いますので、定員になり次第、申込手続を終了します。

### 6 問い合わせ先

学校協議会事務局（本校教頭 山本 武司）

（電話 （06）6683-0071）

## 大阪市立新北島中学校 学校協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市立新北島中学校 学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を認める定員は10名以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合については、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

(1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと

(2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと

(3) 飲食又は喫煙をしないこと

(4) 携帯電話などは受信音を出さないこと

(5) 写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、会議の座長の許可を得た場合は、この限りでない。

(6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと

(7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。